申立書

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　殿

所有者　住所

氏名

電話　　　　　（　　　　）

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

なお、証明交付後、入居予定日を過ぎても当該物件に居住していないことが判明した場合には、証明を取り消され、税の追徴を受けても異議ありません。

**１．新たに建築又は取得した家屋の表示**

所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　家屋番号

**２．新たに建築又は取得した家屋の住居表示**

**３．入居予定日**

* + 令和　　　年　　　月　　　日　　　　□　単身赴任であり当該事情が解消したら直ちに入居する

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（配偶者・子等家族の入居（予定）日　令和　　年　　月　　日）

**４．現在家屋の処分方法**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **処分方法** | **添付書類**（添付書類は写しで可） |
| □ | 売却、賃貸の予定 | 売買契約書、媒介契約書など。申請者の住民票（市外の場合のみ） |
| □ | 親族等が入居する予定 | 親族からの申立書、申請者の住民票（市外の場合のみ） |
| □ | 自己の所有でない場合（貸家、貸間、社宅等） | 申請者と家主間の賃貸借契約書、使用許可書、家主証明書など。申請者の住民票（市外の場合のみ）。※社宅等で住民票に「警察宿舎」や「教員宿舎」などの記載がある場合は、賃貸借契約書は不要 |

**５．入居が登記の後になる理由（複数選択可）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **未入居の理由** | **勤務先、添付書類等**（添付書類は写しで可） |
| □ | 単身赴任　 | 勤務先　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| □ | 転勤・仕事の関係 |
| □ | 子どもの学校の関係 | 家族全員の住民票 |
| □ | 抵当権設定を急ぐため | 金銭消費貸借契約書または抵当権設定契約書等（当該抵当権設定にかかわる債権が当該家屋の新築・増築又は取得のためであることが確認できるもの）。用意できない場合は、代金の支払期日の記載のある工事請負契約書（新築の場合）。取得の場合は当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書でもよい。 |
| □ | 競売物件のため | 代金納付期限通知書 |
| □ | リフォームのため | リフォームに係る工事請負契約書 |
| □ | 本人又は家族の病気等 | 治療期間が記載された医師の診断書等、やむをえない事情を明らかにする書類 |
| □ | 前住者未転出 | 前住人と証明申請者又は宅建業者との間の引渡期日のある売買契約書 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| □ | 引っ越し準備のため | 入居予定日が申立日から１、２週間程度 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面に記入や添付書類についての注意事項あり）

※「１．新たに建築又は取得した家屋の表示」から「５．入居が登記の後になる理由」まで、あてはまる箇所の記入やチェックをしてください。

※「４．現在家屋の処分方法」が未定の場合は、「５．入居が登記の後になる理由」の「単身赴任」から「前住者未転出」までのいずれかの記入や添付書類を提出してください。

　ただし、入居予定日が申立日から2週間程度を超える場合は、「４．現在家屋の処分方法」が明らかな場合でも、「５．入居が登記の後になる理由」の「単身赴任」から「前住者未転出」までのいずれかの記入や添付書類を提出してください。

※単身赴任の場合、配偶者・子等家族が当該家屋に住民票を移している場合は、住民票の写しを提出してください。住民票を移していない場合は、「５．入居が登記の後になる理由」の「子どもの学校の関係」など、いずれかにチェックをしてください。

以下の記載は不要です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （調査年月日）　　令和　　　年　　　月　　　日 | 課長 | 係長 | 担当者 |
| （調査結果）　　　　　入居　　・　　未入居 |  |  |  |
| （調査内容） |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |